

調理師養成施設の教員の資格の見直しについて(案)

○専任教員のうち1人以上は専門調理師であること。

(現行の教員資格を踏まえ、調理師であって専門調理師と同等以上である者の要件については要検討。)

○調理理論、調理実習又は総合調理実習を担当する教員は、専門調理師であること。

(現行の教員資格を踏まえ、調理師であって専門調理師と同等以上である者の要件については要検討。)

○調理理論、調理実習又は総合調理実習以外の教育内容を担当する教員は、担当する教育内容に関する科目を大学等において修めた者であって、当該大学等を卒業した後二年以上、その担当する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の能力があると認められる者又は特殊な分野について教育上の能力があると認められる者であること。